

申請概要

1 申請者

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 江部 努
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 大竹 伸一
(以下「NTT東西」という。)

2 申請日

平成24年6月15日(金)

3 変更の概要等

NTT東西がNTTファイナンス株式会社(以下「NTTファイナンス」という。)に電報サービスの料金に係る債権を譲渡し、NTTファイナンスから利用者に対して電報サービスの料金を請求するため、電報サービス契約約款において、当該債権譲渡に伴う請求者の変更に関し所要の規定の整備を行うもの。

(規定の主な変更内容)

- ・NTT東西が電報サービスの料金に係る債権をNTTファイナンスに譲渡することに関し、NTT東西及びNTTファイナンスから電報の発信人に対して、個別の通知と譲渡承認の請求を省略する規定を追加

4 実施期日

認可後、速やかに実施

5 諮問を要しない理由

本件は、電報サービス契約約款において、電報サービスに係る料金の請求者の変更に関し所要の規定の整備を行うものであり、変更内容は、実質的な提供条件に変更を生じさせるものではないため、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)附則第5条第1項の規定によりなお効力を有するものとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成15年法律第125号)第2条の規定による改正前の電気通信事業法第94条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事

業部会決定第5号（平成20年9月30日）に基づき、情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。